

REPORT

福岡市東部農業協同組合 | 平成26年度 ディスクロージャー誌

2015

CONTENTS

I	ごあいさつ	1
II	組合の沿革・歩み	1
III	経営方針	2
1	経営理念	2
2	経営方針	2
IV	概況及び組織に関する事項	3
1	業務の運営の組織	3
2	理事及び監事の氏名及び役職名	5
3	事業所の名称及び所在地	5
V	主要な業務の内容	6
1	全般的な概況	6
2	各事業の概況	7
VI	事業活動に関する事項	11
1	事業活動のトピックス	11
2	農業振興活動	11
3	地域貢献情報	11
4	情報提供活動	11
5	リスク管理の状況	12
6	自己資本の状況	16
VII	直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	17
1	決算の状況	17
2	財務諸表の正確性等にかかる確認	31
3	最近の5事業年度の主要な経営指標	32
4	利益総括表	32
5	資金運用収支の内訳	33
6	受取・支払利息の増減額	33
7	自己資本の充実の状況	34
VIII	直近の2事業年度における事業の実績	42
1	信用事業	42
2	共済事業	47
3	農業関連事業	48
4	生活その他事業	48
IX	直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	49
1	利益率	49
2	貯貸率・貯証率	49
3	職員一人あたりの取扱高	49
4	一店舗あたりの取扱高	49
X	役員等の報酬体系	50
1	役員	50
2	職員等	50
3	その他	50

※本誌掲載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。
そのため、表中の合計が一致していない場合があります。



PROFILE

(平成27年3月31日現在)

名 称	福岡市東部農業協同組合 (J A福岡市東部)
設 立	昭和38年7月
本店所在地	〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19番16号
店 舗 数	14 (本店1 支店10 事業所3)
職 員 数	189名 (うち正職員169名)
総 資 産	1,667億円
出 資 金	34億円
自己資本比率	13.40%
貯 金 残 高	1,491億円
貸出金残高	862億円

I ごあいさつ



平成27年 7月
代表理事組合長

石川 直 茂

組合員の皆さまには、日頃よりＪＡ福岡市東部の事業活動に対し格別のご支援、ご協力を賜り心より感謝を申し上げます。

さて、平成26年度は担い手の減少や組合員の高齢化による耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷、ＴＰＰ問題など農業及びＪＡを取りまく環境が非常に厳しいなか、政府が農協改革を発表しました。その内容としては、全国中央会は一般社団法人に移行、監査は公認会計士へ、都道府県中央会は連合会へ、全農は株式会社化、信用事業・共済事業は代理店方式へ変更、理事会の見直しなど、これまで経験したことのない協同組合組織の大転換となるものです。

一方、最大の問題である准組合員の利用制限については、ただちに決めず5年間の実態調査などを行い、そのあり方を決定することになりました。

このようななか、ＪＡは食と農を基軸として地域に根ざした協同組合である総合事業を前提に、農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーとして准組合員を明確に位置づけ、農業所得の増大と地域の活性化に取り組むことが必要であると考えています。

平成26年度は中期3カ年経営計画の中間年度として、計画の着実な取り組みと進捗管理を行いながら都市型農業の将来を見据えた農業経営の確立と安定のために、営農指導・経営支援態勢を整備することで、組合員とのつながりを強化し、組合員や地域の皆さまから信頼され、愛され、選ばれるＪＡを目指してきました。

金融面では、開発部と連携して組合員の資産を保全し、また活用するための総合的な組織活動、提案などを行うことで、組合員とのつながりを強化し、支店・事業所を拠点とした地域密着活動の充実に努めてきました。おかげさまで貯金、長期共済、開発事業、組合員の拡大、経常利益について目標を達成することができました。また、福岡県代表として農林中央金庫のＪＡバンク優績表彰を4年連続で受賞しました。これも組合員の皆さまのご支援、ご協力の賜物と重ねて感謝申し上げます。

平成27年度は、農協改革によって組織や諸制度が大きく変わることから次の2点を基本とした活動を行う必要があると考えます。

1. 食と農を基軸とする地域に根ざした協同組合として、農業所得の増大及び地域の活性化を実現するために組織事業の再構築を図る。
2. 准組合員を、農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーとして明確に位置づける。

真の農協改革はＪＡ自らの手によって進めるとの覚悟のもとで、農業所得の増大、地域の活性化に結びつくように、組織の総力をあげて自己改革に取り組み、実践して参ります。

基本理念「ＪＡ福岡市東部は、未来に向けて人と人のふれあいを大切に、心豊かな地域社会づくりを目指します」のもと、組合員、地域の皆さまへ最高のサービスを提供して満足いただき、信頼され、愛され、選ばれるＪＡ、役に立つＪＡ、地域に貢献するＪＡ福岡市東部を目指し、役職員一体となって努力していく所存です。今後とも組合員の皆さまのより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

II 組合の沿革・歩み

1963	(昭和38年)	7月	福岡市東部農業協同組合 設立
1973	(昭和48年)	7月	創立10周年記念式典開催
1983	(昭和58年)	9月	創立20周年記念式典開催
1990	(平成2年)	4月	「本所・支所」から「本店・支店」へ名称を変更
1992	(平成4年)	4月	CI戦略の一環として、愛称「ＪＡ」を採用
1993	(平成5年)	11月	創立30周年記念式典開催
1997	(平成9年)	3月	蒲田育苗センター完成
2001	(平成13年)	4月	「出張所」から「支店」へ名称を変更
2003	(平成15年)	9月	ＪＡ福岡市東部ビル(本店、箱崎支店、ＪＡハウジング・センター、リジェール)落成
2003	(平成15年)	11月	創立40周年記念式典開催
2004	(平成16年)	5月	金融新オンラインシステム(JASTEM)稼働
2005	(平成17年)	10月	遺言信託業務を開始
2007	(平成19年)	3月	組合の地区を東区と博多区の全域に変更
2007	(平成19年)	10月	「愛菜市場」を開設
2009	(平成21年)	1月	月限支店落成
2009	(平成21年)	11月	貯金量1,000億円達成
2013	(平成25年)	2月	旧奈多支店・旧三苫支店の再編により新三苫支店落成
2013	(平成25年)	7月	創立50周年記念式典開催

III 経営方針

1 経営理念

基本理念

「J A福岡市東部は、未来^{あす}に向けて人と人のふれあいを大切にした、心豊かな地域社会づくりを目指します。」

経営理念

1. 未来^{あす}を築く地域づくり

「地域との共生により、組合員並びに地域の人々の期待と信頼に応えるJ Aづくりに取り組みます」

1. 未来^{あす}を先取りした経営

「社会の変化に即応した健全な経営を確立し、未来^{あす}を展望した事業活動に取り組みます」

1. 未来^{あす}を担う人材育成

「チャレンジ精神を持った有用な人材を育て、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます」

1. 未来^{あす}を創造する都市型農業

「消費者とのふれあいを通じ、安全で良質な農産物生産に努め、魅力ある都市型農業の振興に取り組みます」

2 経営方針

■営農経済事業

政府は、「農業・農協改革」を推進し、T P P交渉の早期妥結を目指すなど、我が国農業の将来を左右する重大な問題に直面しています。今後は、政府が推進するこれらの農政に対する検証を充分に行っていく必要があります。

一方、異常気象や米価の大幅下落等によって農業経営は一層厳しさを増しています。

このような状況のなか、組合員に対する営農・経営支援態勢を整備し、組合員とのつながりを強化するとともに、農産物防除履歴の記載指導を徹底し、“顔の見える”安全・安心な農産物の生産指導・販売に努め、消費者との交流拠点である「愛菜市場」での販売強化にも努めてまいります。

経済事業においては、組合員の要望に応じた商品の提供・普及拡大に努め、営農経済担当者及び自動車・農機サービスセンター職員の知識向上と信頼度アップに向けた研修体制を強化してまいります。

■信用事業

組合員や地域住民から選ばれる金融機関を目指すべく、様々な商品の取り揃えや利便性の向上を図り、お客様の満足度を高めます。

さらに、相談機能の充実を目指した人材育成を強化し、お客様満足度の向上による顧客基盤（J Aファン）を拡大していきます。

また、組合員の財産と生活を守るために、融資の増強に取り組むとともに、組合員の経営や生活をコンサルティングすることを重視したフォロー活動にも取り組みます。

■共済事業

利用者の第三分野商品への関心も高いことから、介護・医療・がん共済を中心とし、きめ細かな保障の提供をする事により若年層の取引強化に努めます。

また、3 Q訪問活動によりお客様に対する感謝の意を込め、保障の点検や保障の充実を提案することでお客満足度を高め、お客様が将来的に安心して生活していただけるように、人材育成を行いサポートしていきます。

さらに、保険法に対応するためにもコンプライアンスを強化し事務処理の迅速化を図り、お客様満足度の向上を目指します。

■開発事業

相続税が改正され課税対象者の増加が予想されます。組合員のくらしと資産を次世代へ承継するため、財産診断分析や市場調査に基づく資産有効の提案を行い、組合員の信頼と期待に応えるよう事業基盤の強化に努めます。

税務相談事業では組合員の資産に対する課税が多様化するなか、節税に有効な方法の相談や手続きのサポートを行います。特に相続が起こった時の相談や、農業、不動産事業における経営の安定化を図る相談には取り組みを強化し、相談窓口としての機能を充実させます。

資産管理事業（J Aハウジング・センター）では、J Aの不動産管理専門部署として組合員の大切な資産を守るため専門職員による安全、安心な管理に努め、オーナーに満足していただけるよう入居促進や建物の保全に積極的に取り組んでまいります。また、入居者には最良の住環境を提供し、J Aならではのサービスに努めます。

■経営管理

中期3カ年経営計画達成に向けて各部署の進捗管理に努めます。また、平成28年度からの次期中期3カ年経営計画（平成28年度～平成30年度）に向け各部署と連携しながら、J A福岡市との合併を見据えてJ A福岡市東部の3カ年の事業方針等の素案、骨子の作成に取り組みます。

食と農を基軸とし総合事業を活かした

地域密着活動の充実に努め、J Aファンの拡大に取り組みます。

経営の安定化、自己資本の充実に向け統合的リスク管理の研究に努めます。

組合員世帯や地域住民とのつながりの強化を目的に、広報誌「ピュア」や、情報誌「ピュアプラス」（准組合員用）、ウェブサイト、地域住民等への広報活動の充実に取り組みます。

J A福岡市との合併に関する研究に取り組みます。

法令遵守体制を強化し、J A職員としてふさわしい社会的使命とコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、法令に則した業務運営と事務の効率化の両立に努めます。

経営の健全性を向上させるために、経営管理態勢がさらに機能するように役割の浸透・周知を継続し、リスク管理態勢の強化を図ります。

経営資源の計画的な投下と再配置に向けて、将来の展望を具現化した各種分析・計画の立案に努めます。

利用者視点に立った対応、利便性向上に向けた業務改善に努めます。

健康管理意識の浸透とケア体制の構築による職場環境づくりに取り組み、併せて人材育成による活力ある職場風土の醸成に取り組みます。

監査に際してリスク管理状況等を把握した上、種類・規程に応じて、頻度・深度に配慮した効率性かつ実効性のある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、計画に基づいた監査を実施します。

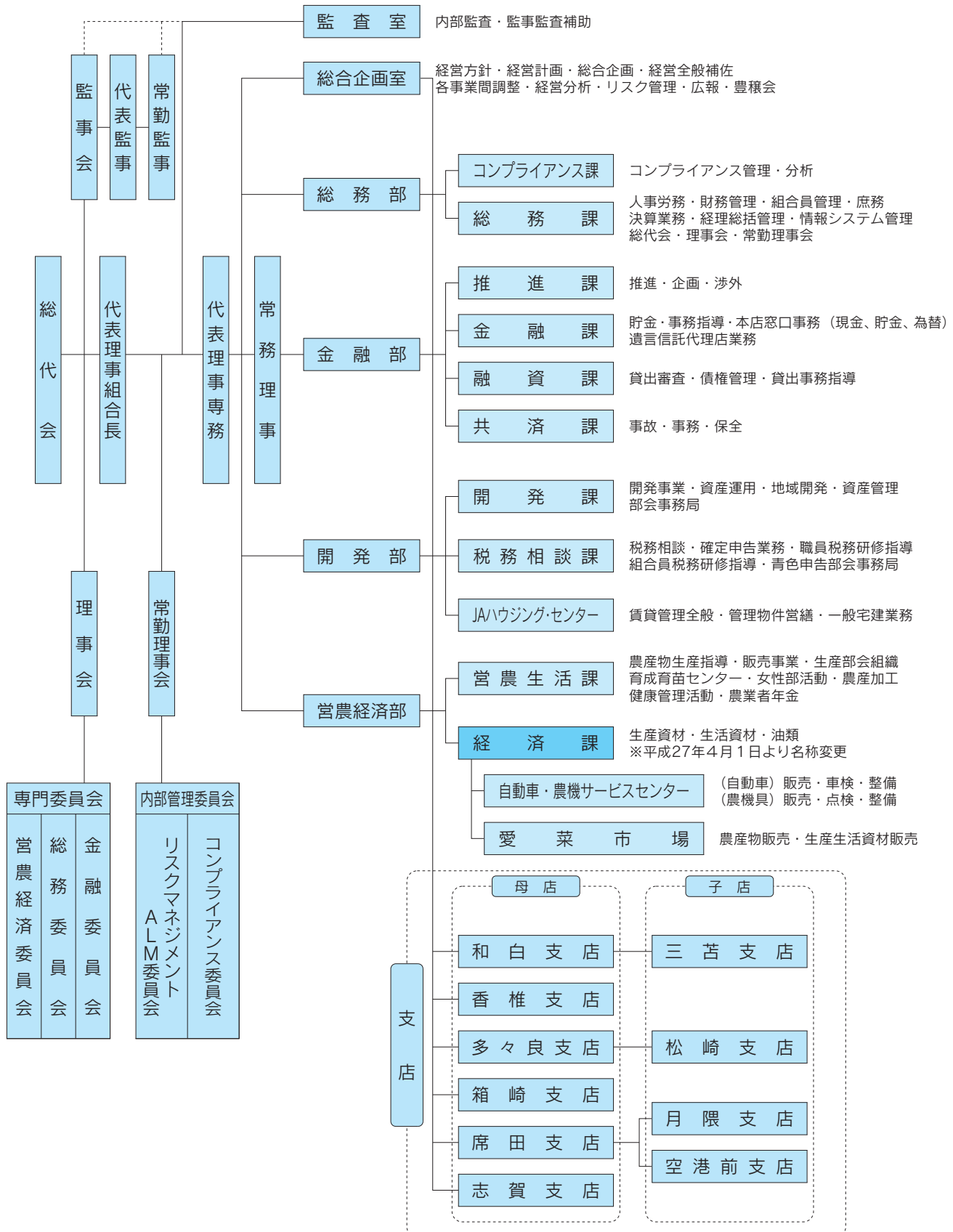
被監査部署において、根本的な発生原因を追究し、改善、再発防止に重点を置いた監査を実施します。また、フォローアップ監査を実施することで、再発防止策が励行されているかを検証します。

監事監査やJ A全国監査機構等組合内外の関係者と客観的な調査・評価の結果や意見等の情報を共有し、効率的な監査の実施に努めます。

Ⅳ 概況及び組織に関する事項

1 業務の運営の組織

① 組織機構図（平成27年4月1日現在）



② 組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分	平成25年度	平成26年度	増 減
正組合員	1,840	1,822	△ 18
個 人	1,840	1,822	△ 18
法 人	—	—	—
准組合員	12,921	13,543	622
個 人	12,856	13,477	621
法 人	65	66	1
合 計	14,761	15,365	604

③ 出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	平成25年度	平成26年度	増 減
正組合員	875,453	878,217	2,764
准組合員	2,588,935	2,551,116	△ 37,819
小 計	3,464,388	3,429,333	△ 35,055
処分未済持分	78,551	64,435	△ 14,116
合 計	3,542,939	3,493,768	△ 49,171

(摘要) (1)出資 1 口金額 1,000円

④ 組合員組織の概況（平成27年3月31日現在）

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
協 力 委 員	61	稲 作 部 会	166
農 事 組 合	338	果樹部会(びわ・かんきつ)	54
年 金 友 の 会	5,764	そ 菜 部 会	38
農機協力委員	19	ブ ド ウ 部 会	13
資産管理部会	516	イ チ コ 部 会	26
青 壮 年 部	45	花 卉 部 会	2
女 性 部	518	青 色 申 告 会	698

⑤ 地区一覧

福岡市東区及び博多区

⑥ 職員数

(単位：人)

区 分		平成25年度		平成26年度	
				うち男性	うち女性
正職員数	一般職員	160	152	103	49
	営農指導員	8	8	7	1
	生活指導員	3	3	—	3
	その他専門技術職員	6	6	6	—
小 計		177	169	116	53
常 雇		15	15	7	8
臨時・パート		4	4	—	4
派 遣		1	1	—	1
合 計		197	189	123	66

2 理事及び監事の氏名及び役職名

① 役員一覧（平成27年3月31日現在）

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	石 川 直 茂	理 事	光 安 國 博
代 表 理 事 専 務	田 中 弘 文	〃	常 岡 侃 亮
常 務 理 事	後 藤 和 生	〃	折 居 正 憲
理 事	末 信 桂 司	〃	永 吉 泰 子
〃	堺 潤 三	〃	森 紘 子
〃	秦 健 師	代 表 監 事	黒 木 虎 人
〃	森 壯太郎	常 勤 監 事	折 居 修 二
〃	舟 越 保	監 事	田 代 文 昭
〃	川 嶋 久五郎	〃	古 賀 義 博
〃	世 利 賢 一	員 外 監 事	村 上 義 一

3 事業所の名称及び所在地

① 店舗一覧（平成27年3月31日現在）

店 舗 名	住 所	電話番号	CD/ATM 設置台数
本 店	福岡市東区筥松2-19-16（2F・3F）	092-621-4662	
和 白 支 店	福岡市東区和白3-27-39	092-606-2865	ATM 1 台
三 苫 支 店	福岡市東区三苫6-1-36	092-606-2406	ATM 1 台
香 椎 支 店	福岡市東区香椎駅前1-21-3	092-681-3165	ATM 1 台
多 々 良 支 店	福岡市東区八田1-5-18	092-691-0537	ATM 1 台
松 崎 支 店	福岡市東区松崎2-17-3	092-661-1825	ATM 1 台
箱 崎 支 店	福岡市東区筥松2-19-16（1F）	092-611-5848	ATM 2 台
席 田 支 店	福岡市博多区青木1-15-25	092-611-4534	ATM 1 台
月 隈 支 店	福岡市博多区月隈3-1-19	092-503-5878	ATM 1 台
空 港 前 支 店	福岡市博多区空港前3-5-35	092-622-6361	
志 賀 支 店	福岡市東区大字志賀島493	092-603-6431	
J Aハウジング・センター	福岡市東区筥松2-19-16（1F）	092-612-7339	
愛 菜 市 場	福岡市東区和白3-27-39	092-606-2082	
自動車・農機サービスセンター	福岡市東区原田4-29-18	092-611-3727	

・店舗外 ATM 設置台数：3 台（勝馬・サニー奈多店・イオンモール香椎浜）

V 主要な業務の内容

1 全般的な概況

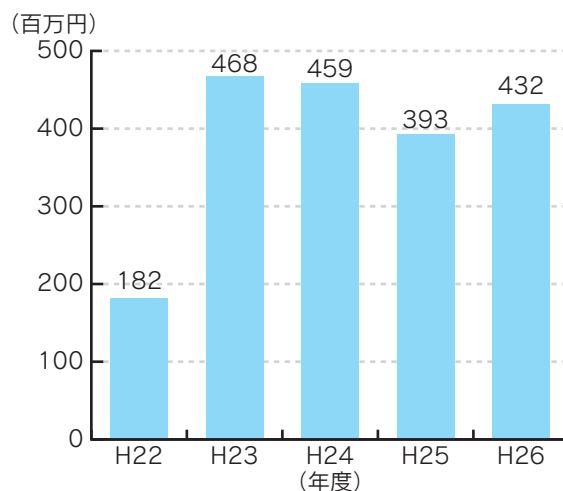
平成26年度、J A福岡市東部では中期3カ年計画（平成25年度～平成27年度）の中間年度として、中期3カ年計画の着実な取り組みと進捗管理を行いながら、都市型農業の将来を見据えた農業経営の確立と安定のために、営農指導事業をはじめとした組合員に対する営農・経営支援態勢を整備し、組合員とのつながりを強化（J A福岡市東部型TACの導入）しました。また、地産地消を基本に“顔の見える”安全・安心な農産物の生産指導・販売（年度末にトレーサビリティを導入）と、消費者との交流拠点である「愛菜市場」での販売強化にも努めました。

また、現在農業、農協をとりまく環境が急速に変化しようとしているなか、日本農業そして国民の生活を守るため、T P P断固反対運動に取り組むとともに、兼業農家や女性を対象とした農業機械安全講習会の開催、並びに農地荒廃を防止するため、農作業受託組織の受託契約の適正化にも努めました。

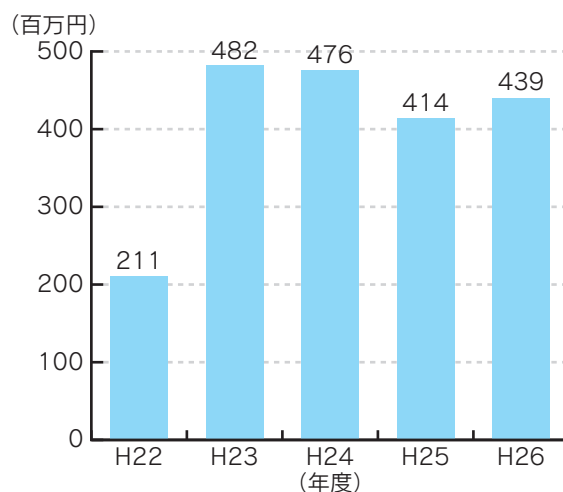
さらに、組合員・地域の皆さまに愛されるJ Aファンづくりに向けた地域密着活動として、支店毎に支店行動計画を立て、食農教育活動やイベントの開催、また、地域のイベントへの参加等J Aファン拡大にも努めました。

平成26年度主要事業の達成状況は、貸出金並びに購買品取扱高が未達に終わりましたが、それ以外の項目、特に開発幹線事業高がすばらしい成績で終わる事ができました。これもひとえに組合員並びに地域の皆さまのご協力の賜物と改めて感謝申し上げます。

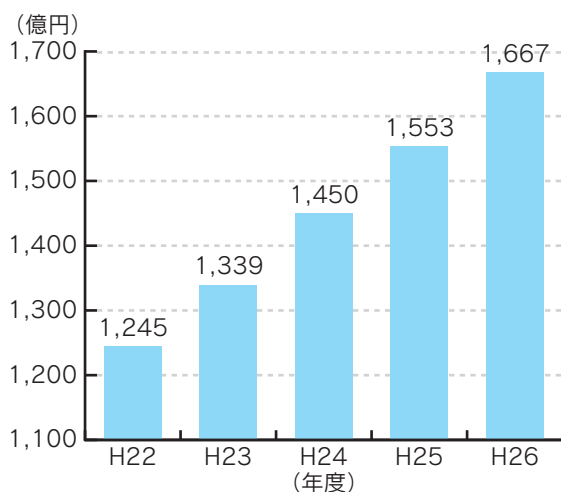
◆事業利益



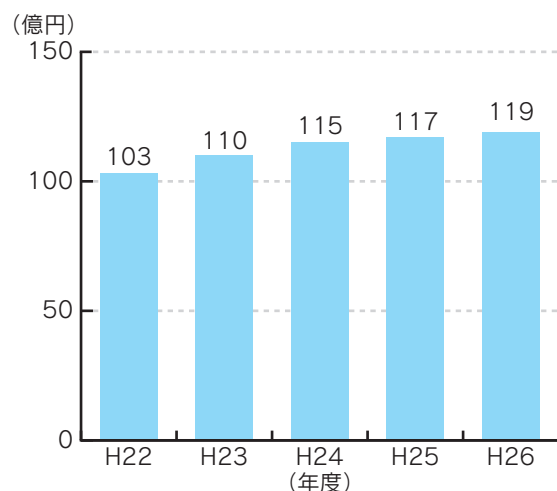
◆経常利益



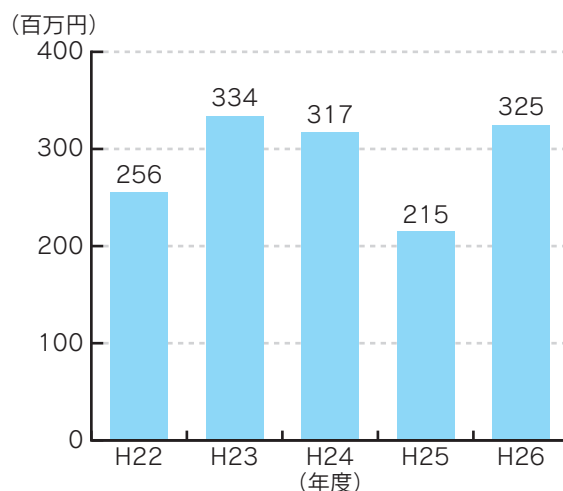
◆総資産



◆純資産（資本）



◆当期剰余金



2 各事業の概況

① 信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。



貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、総合口座、定期貯金などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

主な貯金商品一覧

種 類	期 間	貯金金額	特 徴
ス ー パ ー 定 期 貯 金	1ヵ月・2ヵ月 3ヵ月・6ヵ月 1年～5年	1円以上	預入時の利率が満期まで変わらない確定利回りです。計画的に増やしたい方にお勧めの貯金です。
大口定期貯金	1ヵ月・2ヵ月 3ヵ月・6ヵ月 1年～5年	1,000万円以上	大口の資金運用に適した市場実勢を反映した高利回り商品です。
変 動 金 利 定 期 貯 金	1年・2年・3年	1円以上	預け入れた定期貯金の金利が、金融情勢にあわせて、半年ごとに見直される商品です。マネープランの幅が広がります。
期 日 指 定 定 期 貯 金	最長3年	1円以上～300万円未満	据置期間1年以上、元金一部支払可能
ス ー パ ー 貯 蓄 貯 金	出し入れ自由	1円以上	10万円未満～1,000万円以上の6段階別に金利が設定され、出し入れ自由でお得な商品 自動化機器での取引可能
定 期 積 金	6ヵ月～5年	毎月1,000円以上	お楽しみの目的額に合わせて、毎月のお預け入れ指定日に着実に積立できる貯金です。積立期間は自由に選べますので、プランにそって無理なく目標が達成できます。

貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸し出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸し出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

主な貸出商品一覧

種 類	資金使途と特徴	融資金額	貸出期間
営 農 資 金	農地、施設、機械等の取得や畜産・育成及び経営資金などにご利用いただけます。	事業費の範囲内	30年以内
農 業 外 事 業 資 金	貸家、アパート、店舗等（敷地、付帯施設を含む）の購入、新築、増改築、その他事業施設及び事業資金や相続税等のお支払いにご利用いただけます。また、他金融機関からの借り換えにもご利用いただけます。	事業費及び所要資金の範囲内	35年以内

種 類	資金使途と特徴	融資金額	貸出期間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入または増改築などの資金にご利用いただけます。また、他金融機関からの借り換えにもご利用いただけます。	【基金協会型】 200万円以上5,000万円以内で所要額以内（10万円単位） 【全国保証型】 100万円以上1億円以内で所要額以内（1万円単位） 【九総信】 100万円以上1億円以内で所要額以内（1万円単位）	【基金協会型】 35年以内 【全国保証型】 原則35年以内 【九総信】 35年以内
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	快適な生活を実現するための増改築・改装・補修及びその付帯施設（門、塀、車庫、物置等）に関する資金にご利用いただけます。また、他金融機関からの借り換えにもご利用いただけます。	【基金協会型】 10万円以上1,000万円以内（10万円単位） 【全国保証型】 100万円以上1,000万円以内（1万円単位）	【基金協会型】 1年以上15年以内 （うち据置6ヵ月以内） 【全国保証型】 2年以上20年以内
お ま か せ ロ ー ン	身近な生活用品の購入や結婚、旅行、不意の出費にも幅広くご利用できます。また、他の借り入れの借り換えにも使えます。ただし、事業資金を除きます。	【九総信】 10万円以上500万円以内（1万円単位） 主婦・パートは10万円以上100万円以内（1万円単位） 【オリコ】 10万円以上300万円以内（1万円単位） 主婦・パートは10万円以上30万円以内（1万円単位）	【九総信】 15年以内 【オリコ】 7年以内
教 育 ロ ー ン	進学されるお子様の入学金、授業料、学費など教育に関する資金にご利用いただけます。	500万円以内（1万円単位）	据置を含めると 13年以内 ただし償還期間は 【基金協会】 7年以内 【オリコ】 10年以内 【九総信】 15年以内
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車購入（中古・バイクも含む）などの資金にご利用いただけます。購入時に必要な税金・保険・カー用品等にもご利用いただけます。	500万円以内（1万円単位）	【基金協会】 7年以内 【オリコ・九総信】 8年以内
農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	農機具購入や格納庫の増改築・取得にご利用いただけます。	1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内 （うち据置2年以内）
カードローン 「ゆうゆう楽々」	一度申し込みれば必要な時に、カード一枚でいつでも簡単に、しかも繰り返しで自由にお借入できます。		

制度資金

種 類	制度の概要・趣旨
福岡市農林業金融資金	市内の農業者の方々が経営の近代化に必要な事業資金を融資するための制度です。
福岡市商工金融資金	市内で事業を営む中小企業の方々が必要とする事業資金を長期・低利で融資するための制度です。
農業制度資金 （農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、農業改良資金、就農支援施設等資金など）	農業制度資金とは、農業経営規模の拡大や事業の改善等を行うのに必要な資金を長期・低利に利用できるよう国や県、市町村が利子補給または県や日本政策金融公庫が直接融資する資金のことです。

為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

国債窓口販売

国債（利付・個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしています。

種 類	期 間	貯金金額	特 徴
個人向け国債	5年・10年	購入単位10,000円以上 （1万円単位）	元本を国が保証するため、安全性の高い商品です。半年ごとに利子を受け取れるので、安定した収益を見込めます。

サービス・その他

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

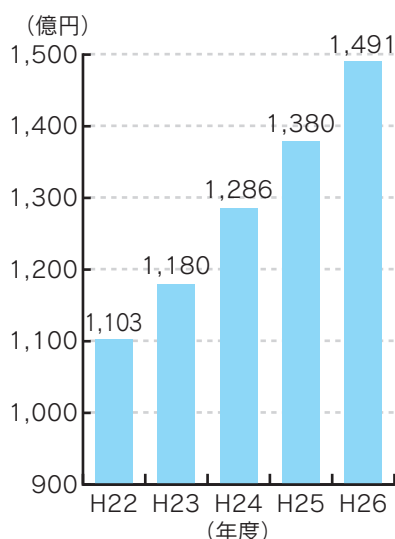
また、国債の保護預かり、貸金庫のご利用、全国のＪＡでの貯金出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。



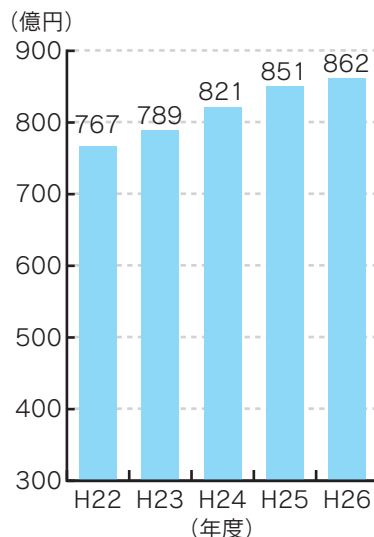
サービス・その他の金融商品

種 類	内 容
ＪＡ キャ ャ ッ シ ュ サービス	ＪＡのキャッシュカードがあれば全国のＪＡ・信連・農林中金・都銀・第二地銀・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行のＣＤ（現金自動支払機）ＡＴＭ（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。なお、全国のＪＡ・信連・農林中金では、現金のお預け入れもでき、土日祝日を含む全ての稼働時間において手数料なしでご利用いただけます。ゆうちょ銀行につきましては、平日の８時４５分～１８時まで、セブン銀行につきましても、平日の８時４５分～１８時までと土曜日の９時～１４時までは、現金のお預け入れもご利用いただけ、手数料もなしでご利用いただけます。 また、福岡銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行につきましては、平日の８時４５分～１８時までには手数料なしでご利用いただけます。
ＪＡ デ ビ ッ ト カード サービス	現金を引き出さずにＪＡのキャッシュカードでそのままお買い物ができます。（お買い物や飲食の代金が即時お客様の口座から引き落とされます。） Ｊ-Ｄｅｂｉｔの加盟店であることをお確かめください。
給 与 振 込 サービス	給与・ボーナスがお客様がご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金など、お客様の貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動支払サービス	電気・電話・水道・ＮＨＫ等の公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金（総合口座）から自動的にお支払いいたします。
ＪＡ ネットバンク	ＪＡの窓口やＡＴＭに出向くことなく、インターネットに接続可能なパソコンや携帯電話で、お取引口座の残高や取引明細のご確認はもちろん、振込や振替など各種サービスが「いつでも」「どこでも」「簡単に」ご利用いただけるサービスです。
Ｊ Ａ カ ー ド （クレジットカード）	ＪＡカードは、お買い物、ご旅行、お食事などお客様のサイン一つでご利用いただけます。また、ＪＡカードで購入された商品の破損・盗難を９０日を限度に補償する「ショッピングパートナー保険サービス」や年会費無料で発行できる「ＥＴＣ ＰＬＵＳ」など、多彩なサービスであらゆるシーンでお役に立ちます。
貸 金 庫	箱崎支店に設置しております。 貯金証書、権利書、契約書、その他貴金属はもちろん大切なものの保管に利用できます。ただし、火薬・薬品など危険物と認められるものは保管できません。

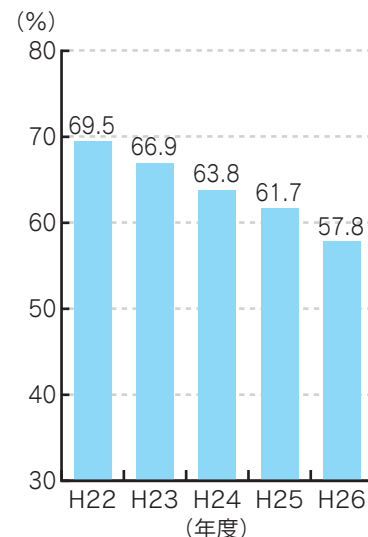
◆貯金



◆貸出金



◆貯貸率



② 共済事業

支えあい・助け合いによる豊かな暮らしを理念とした「ひと・いえ・くるま」に対するＪＡの共済事業です。一般の生命保障と損害保障を兼営しており、営利を目的としていないため、少ない掛け金で大きな保障をご提供しています。

また、交通安全支援活動や小中学生作文コンクールを実施し、暮らしのパートナーとして皆さまの生活をサポートしています。

③ 営農経済事業

営農指導・販売事業

地域の消費者と共生できる農業を基本とし、新鮮で安全な農産物の生産と供給を目標に都市型産地の特色を発揮できる営農指導・販売事業を行っています。

購買事業

農家組合員に対する農業生産資材の供給を中心とし、地域住民の方々を含めた顧客の皆さまに安全・安心を考慮した各種購買商品の供給を行っています。

生活指導事業

農家組合員の生活指導及び女性部組織の活性化を図るため、各種の活動を展開しています。

④ 開発事業

資産相談事業

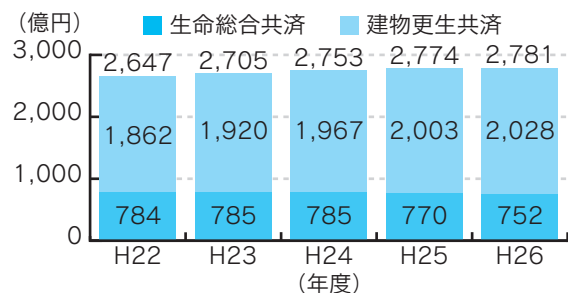
「大切な農地のご相談はＪＡへ」をモットーに組合員の皆さまの将来の計画、農地の活用方法について、ご意見やご要望をもとに周辺環境の特徴や今後の変化など、多角的な調査を行い、その農地にもっともふさわしい活用方法をご提案しています。

税務や法律上の諸問題にも専門家がアドバイス致します。

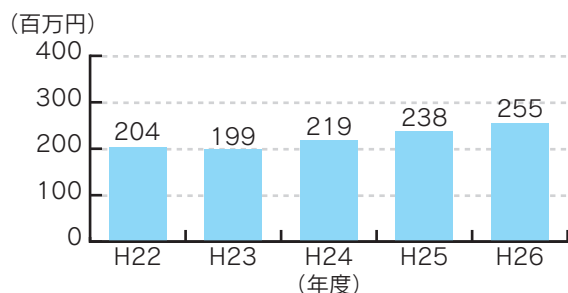
資産管理事業

安定した賃貸物件（アパート・店舗・駐車場）経営をサポートするため、全てのオーナー業務を代行し、「ＪＡの信頼と安心」を基本とし、オーナー・利用者から支持される管理運営を行っています。

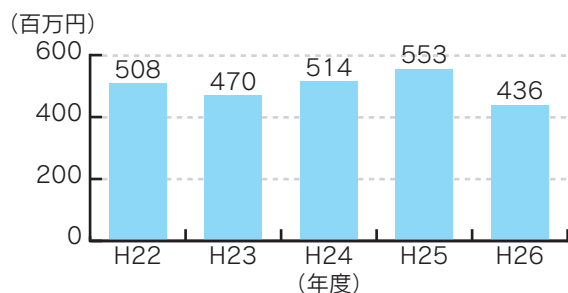
◆長期共済保有高



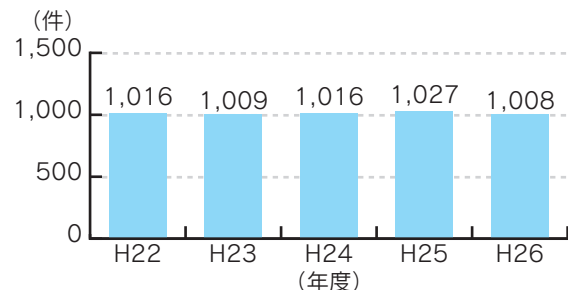
◆販売品販売高



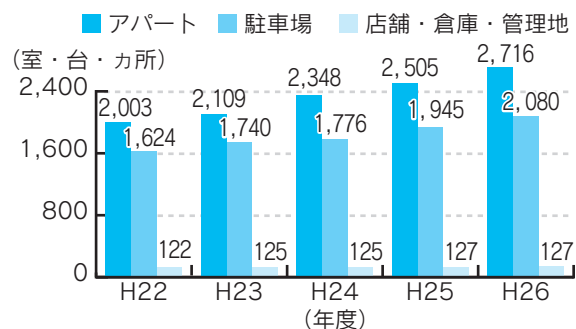
◆購買品取扱高



◆確定申告相談実績



◆管理物件数



Ⅵ 事業活動に関する事項

1 事業活動のトピックス

休日ローン相談会の開催及びローンプラザの開設

休日相談の要望にお応えするため、休日のローン相談会の開催及び日曜日常設のローンプラザの営業を行っています。

各種貯金商品の発売

特別金利定期貯金「貯めてよかろうもん！キャンペーン」(4/1～8/29)、くらし応援定期(10/1～12/30)、毎年恒例の懸賞金付き定期「貯金王Super」(10/1～12/30)、退職金専用定期「ドリームライフ」(4/1～3/31)、年金受給者・年金予約者向け特別金利定期貯金「ゆとり定期」(4/1～3/31)を発売しました。

年金無料相談会

年金受給者の様々な悩みにお答えするため、年金無料相談会を開催しました。

2 農業振興活動

農機安全使用講習会の開催

多々良地区の兼業農家や女性農業者と青壮年部部員を対象に農機安全使用講習会を開催し、基本的な使用方法や農作業事故ゼロを目指した講習会を開催しました。

「愛菜市場」での地産地消の取り組み

直売所「愛菜市場」における地元の安全・安心な農産物の販売をはじめ、イベントへ出店し地産地消の拡大に取り組みました。

小学校向け食農教育補助教材の贈呈

将来を担う子供たちに食農教育活動の一環として、食・環境と農業への理解を深めるための食農教育補助教材を管内の小学生(5年生)に贈呈しました。

食育への取り組み

食と農業の大切さを知ってもらおうとアビスパ福岡と共催で、「親子ふれあい食育フェスタwithアビスパ福岡」を開催しました。



学童稲作

3 地域貢献情報(社会貢献活動・地域貢献活動)

社会福祉法人ほっと福祉会への寄付

組合長杯チャリティーゴルフコンペの寄付金を社会福祉法人ほっと福祉会に寄付しました。

小学生の「稲作体験学習」及び「みそ造り体験学習」

管内の小学校で青壮年部や女性部等の協力のもと、食農教育活動の一環として稲作体験事業やみそ造り体験学習を行いました。

志賀島あまおう祭り

志賀島都市農村交流事業の一環として、休暇村志賀島で朝取りした博多の名産イチゴ「博多あまおう」の販売を行いました。



あまおう祭り

4 情報提供活動

広報誌の発行

組合員の皆さまを対象とした広報誌「ピュア」(毎月)、「ピュアプラス」(年4回)を発行し、組合員のみならず公共施設や商業施設等への設置先拡大に取り組んでいます。

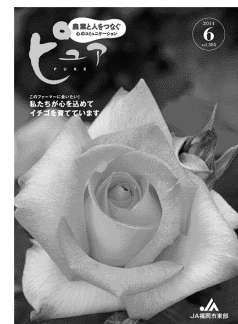
ウェブサイト

より多くの皆さまへ情報を提供するためにウェブサイトを開設しています。

<http://www.ja-fukutou.or.jp/>

その他

「家の光、地上、ちゃぐりん(家の光協会発行)」や日本農業新聞の普及に努めています。



広報誌「ピュア」

5 リスク管理の状況

① リスク管理の体制

リスク管理の基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、内部管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店の融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定め、運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスクマネ

ジメントALM委員会で決定された方針などに基づき、運用の判断を行っています。

(3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害、障害等に備えています。

② 法令等遵守体制 コンプライアンス憲章

福岡市東部農業協同組合は、高い公共性を有し、農民及び地域の住民のための協同組織金融機関として『農業の健全な発展』『心豊かな地域社会づくり』に資するため、その社会的使命を自覚し地域発展のために尽力いたします。

当組合ならびに全役職員は、この憲章を遵守し、社会的責任と公共的使命を全うする協同組織金融機関として地域社会の負託に応え、揺るぎない信頼を確立いたします。

1. 社会的責任と公共的使命の認識

当組合の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

ニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

全ての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない公正な事業運営を行います。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫きます。

5. 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ、公正な開示をはじめとして広く社会とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

6. 経営陣の率先垂範と不祥事発生時の対処

経営陣及び各部門の責任者は、本憲章の精神を実現することの重要性を認識し、率先垂範のうえ全職員に周知徹底いたします。

本憲章に反するような事態が発生した場合は、自ら問題解決にあたる姿勢を明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。

コンプライアンス運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉

え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

平成27年度 コンプライアンス・プログラム

【1】平成26年度コンプライアンス・プログラムの取り組み状況

平成26年度は、経営管理（ガバナンス）について有効性を発揮するため、各コンプライアンス研修会において役職員の役割について研修を実施し、さらなるコンプライアンス意識の浸透のため管理職に対し、J Aコンプライアンス3級の資格試験の受験を実施しました。

平成26年度コンプライアンス・プログラムの主な取り組み事項として『規程類管理規程に基づいた規程通達の整理』『事業継続計画（BCP）の周知』『自主検査の実施』『事務リスク管理規程を改正し全部門で事務ミス報告制度の導入』等について重点的に取り組みました。しかしながら自主検査の一部形骸化や事務ミス報告制度において、内部検証体制が不十分である事項が認められたことから、経営管理機能について、経営陣、管理部門、各事業部門における役割浸透について継続的な課題として取り組むとともに、自主検査、事務ミス報告制度の有効性を高め、経営管理機能の向上につなげます。

【2】方針

J A福岡市東部は、J Aの社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス憲章並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスの職場風土を醸成するために、以下の具体的実践計画を策定し、実践するものです。

【3】実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日を実施期間とします。

【4】実践計画

- ① 経営管理（ガバナンス）の機能の浸透・周知に努めます。
- ② 規程類管理規程に基づき、規程間のつながりを整備し、J Aの経営全体のルール、事務手続きの整備、周知に努めます。
- ③ 自主検査により自主的な業務改善と不祥事未然防止に取り組みます。
- ④ 事務リスク管理規程に基づき事務ミス報告を行い、事務リスクの抑制に努めます。
- ⑤ 相談苦情等受付体制、金融円滑化体制等を整備し利用者保護に努めます。
- ⑥ 情報セキュリティ規程に基づいた体制の整備、個人情報保護に取り組みます。
- ⑦ 反社会的勢力等の排除に向けた取り組みを実施します。
- ⑧ 危機管理規程に基づき不測事態に備え、事

業継続計画（BCP）を役職員に周知します。

- ⑨ 過去の監査指摘や問題点を考慮した内部監査年間計画を策定し、効率的な実効性のある内部監査を実施します。

【5】実践事項

（実践方針）

法令遵守を経営方針に明確に位置付け、組合長、専務、常務、役員自らが、法令遵守・励行が基本施策であり、組織全体をあげて取り組むべき課題であることを理事会・各種会議・研修等で取り組み姿勢、方針として明確に示し、全職員に対して認識の共有化を図ります。

（規程・態勢整備）

- ① 職制規程の見直し
- ② 情報セキュリティに関する規程類の見直し
- ③ 人事ローテーション規程の見直し
- ④ 連続職場離脱実施要領の見直し
- ⑤ 苦情相談事例、事務ミス事例集による利用者保護管理態勢の強化

- ⑥ 文書取扱規程に基づく組合文書の整備（取組事項）

- ① 全体コンプライアンス研修を実施し、階層毎の職員の役割、法令遵守に対する意識の向上について浸透を図ります。
- ② 規程類管理規程に基づき、総務部で全部署の規程、事務手続き等を一括管理する規程類登録簿を整備し管理態勢を再構築します。
- ③ 事業所毎に自主検査を実施します。また登録金融機関業務実施部署において、登録金融機関業務の自主検査を実施し、自主的な業務改善、不祥事防止に取り組めます。
- ④ 事務リスク管理規程に基づいた事務ミス報告制度を全事業で実施し、事務ミス抑制と再発防止・事務改善につなげます。
- ⑤ 苦情処理対応要領、金融円滑化計画に基づき、顧客相談に関するモニタリングを実施し利用者保護体制の構築に努めます。
- ⑥ 情報セキュリティ規程の周知のため研修会を実施し、個人情報保護とあわせた取り組みを実施します。
- ⑦ 反社会的勢力等の排除に向けた対応の研修会を実施します。
- ⑧ 事業継続計画（BCP）を全職員に周知するための説明会を実施します。
- ⑨ 法令遵守状況について実施項目を絞った内部監査計画を立案し内部監査を実施します。

【6】不祥事撲滅への取り組み

- ① 各種コンプライアンス研修会の中で『コンプライアンス・マニュアル』の役職員行為基準の遵守を徹底します。
- ② 内部通報者保護規程の周知やJAヘルプラインを活用し不正事件の通報制度を確保します。また、JAグループ福岡職員悩み相談窓

口との連携・職員相談員を配置し、各ハラスメント等の防止に努めます。

- ③ コンプライアンス研修時にコンプライアンス自己診断表による職員の自己診断を実施します。
- ④ 飲酒運転撲滅のための意識を定着させます。
- ⑤ 「連続職場離脱」を実施し、不祥事を未然防止します。

【7】コンプライアンス・プログラムの進捗状況に関する報告等

- ① コンプライアンス・プログラムは、コンプライアンス委員会の審議を経て理事会で決定し、全役職員に配布します。
- ② 総務部コンプライアンス課は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況について、四半期毎に理事会に報告します。
- ③ コンプライアンス・プログラムは、法令の内容や進捗状況等により改正が必要であると判断される場合は、改正案を作成し理事会で決定します。
- ④ 総務部コンプライアンス課は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況について、四半期毎に監査室に報告します。

③ 金融ADRへの対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置の内容として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAグループ福岡総合相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当JAの各支店窓口へお申し出ください。

苦情等統括部署 総務部コンプライアンス課
（電話：092-621-4689）
（土・日・祝日を除く9時～17時）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター

（電話：092-741-3208）

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律弁護士センター

（電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター

（電話：0942-30-0144）

の窓口またはJAグループ福岡総合相談所（電話：092-711-3855）にお申し出ください。

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお

申し立ていただくことも可能です。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所

(電話：03-5368-5757)

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

(電話：本部03-5296-5031)

(公財) 日弁連交通事故相談センター

(電話：本部03-3581-4724)

(公財) 交通事故紛争処理センター

(電話：東京本部03-3346-1756)

④ 金融商品の勧誘方針

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期貯金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。

⑤ 個人情報の取り扱い方針

(1) 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

福岡市東部農業協同組合（以下「当組合」という。）は、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、利用目的をできる限り特定し

たうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただきました場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのために内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

※なお、個人情報の利用目的、または開示請求に関する手続き等、詳しくは窓口に備え付けの「個人情報に関するご案内」、及び当ＪＡウェブサイト（<http://ja-fukutou.or.jp/>）をご覧ください。

(2) 情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

福岡市東部農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

⑥ 内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店の全てを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事

会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

6 自己資本の状況

① 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成27年3月末における自己資本比率は、13.40%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

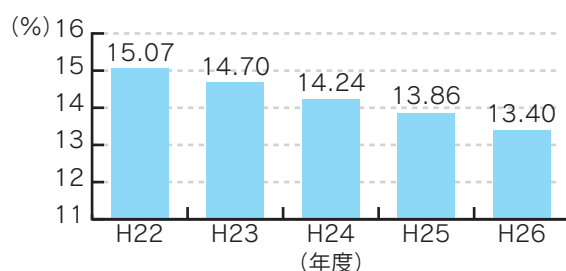
当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

・普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	福岡市東部農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎項目に参入した額	3,493百万円 (前年度3,542百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

◆単体自己資本比率



Ⅶ 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1 決算の状況

① 貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

資 産			負債及び純資産		
科 目	平成25年度	平成26年度	科 目	平成25年度	平成26年度
1. 信用事業資産	148,977,483	160,199,464	1. 信用事業負債	141,585,820	152,480,734
(1) 現金	324,275	339,242	(1) 貯金	138,004,287	149,171,542
(2) 預金	63,892,047	74,006,302	(2) 借入金	—	575
系統預金	63,891,282	74,005,271	(3) その他の信用事業負債	3,581,532	3,308,616
系統外預金	764	1,031	未払費用	300,760	354,149
(3) 貸出金	85,184,442	86,258,921	その他の負債	3,280,771	2,954,467
(4) その他の信用事業資産	128,960	137,535	2. 共済事業負債	220,674	251,071
未収収益	102,762	112,186	(1) 共済借入金	4,086	4,455
その他の資産	26,197	25,348	(2) 共済資金	75,772	109,206
(5) 貸倒引当金	△ 552,241	△ 542,537	(3) 共済未払利息	42	38
2. 共済事業資産	4,253	4,595	(4) 未経過共済付加収入	140,656	137,161
(1) 共済貸付金	4,086	4,455	(5) その他の共済事業負債	116	208
(2) 共済未収利息	42	38	3. 経済事業負債	88,918	82,724
(3) その他の共済事業資産	125	101	(1) 経済事業未払金	54,918	48,461
3. 経済事業資産	100,935	91,922	(2) 経済受託債務	6,338	7,282
(1) 受取手形	—	107	(3) その他の経済事業負債	27,661	26,981
(2) 経済事業未収金	75,365	56,674	4. 雑負債	570,907	763,901
(3) 棚卸資産	23,936	33,445	(1) 未払法人税等	115,606	136,280
購買品	21,814	27,330	(2) 資産除去債務	3,407	3,469
販売品	536	545	(3) その他の負債	451,893	624,152
印紙・証紙	1,173	5,314	5. 諸引当金	439,989	464,250
原材料・仕掛品	305	174	(1) 賞与引当金	159,882	151,926
その他の棚卸資産	106	80	(2) 退職給付引当金	187,061	202,553
(4) その他の経済事業資産	2,237	2,248	(3) 役員退職慰労引当金	93,045	109,770
(5) 貸倒引当金	△ 603	△ 554	6. 再評価に係る繰延税金負債	697,009	699,534
4. 雑資産	427,750	539,752	負債合計	143,603,320	154,742,217
5. 固定資産	4,134,472	4,116,978	1. 組合員資本	9,988,597	10,210,661
(1) 有形固定資産	4,130,179	4,113,940	(1) 出資金	3,542,939	3,493,768
建物	2,021,428	1,969,591	(2) 利益準備金	6,524,209	6,781,328
機械装置	135,882	135,541	利益準備金	2,712,000	2,872,000
土地	3,026,660	3,026,660	その他利益剰余金	3,812,209	3,909,328
その他の有形固定資産	322,830	327,816	目的積立金	1,870,000	1,940,000
減価償却累計額	△ 1,376,623	△ 1,345,669	特別積立金	1,479,736	1,519,736
(2) 無形固定資産	4,292	3,038	当期末処分剰余金	462,473	449,592
その他の無形固定資産	4,292	3,038	(うち当期剰余金)	(215,926)	(325,478)
6. 外部出資	1,604,851	1,644,131	(3) 処分未済持分(控除)	△ 78,551	△ 64,435
(1) 外部出資	1,604,851	1,644,131	2. 評価・換算差額等	1,774,815	1,772,290
系統出資	1,547,737	1,587,017	(1) 土地再評価差額金	1,774,815	1,772,290
系統外出資	57,113	57,113	純資産合計	11,763,412	11,982,951
7. 繰延税金資産	116,986	128,324	負債及び純資産合計	155,366,732	166,725,168
資産合計	155,366,732	166,725,168			

② 損益計算書 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	平成25年度	平成26年度	科 目	平成25年度	平成26年度
1. 事業総利益	2,179,832	2,212,021	(13) 利用事業収益	11,605	11,304
(1) 信用事業収益	1,852,341	1,902,365	(14) 利用事業費用	8,414	7,722
資金運用収益	1,818,276	1,856,681	利用事業総利益	3,190	3,582
(うち預金利息)	(317,294)	(361,422)	(15) 宅地等供給事業収益	280,329	286,168
(うち貸出金利息)	(1,440,191)	(1,428,850)	(16) 宅地等供給事業費用	35,962	28,515
(うちその他受入利息)	(60,789)	(66,408)	宅地等供給事業総利益	244,367	257,653
役務取引等収益	26,426	28,707	(17) 福祉事業収益	113	129
その他経常収益	7,639	16,976	(18) 福祉事業費用	398	478
(2) 信用事業費用	428,321	456,827	福祉事業総利益	△ 285	△ 349
資金調達費用	254,596	284,675	(19) 指導事業収入	5,621	3,833
(うち貯金利息)	(220,518)	(240,642)	(20) 指導事業支出	21,088	20,312
(うち給付補てん備金繰入)	(6,006)	(4,325)	指導事業収支差額	△ 15,466	△ 16,478
(うちその他支払利息)	(28,071)	(39,707)	2. 事業管理費	1,786,612	1,779,825
役務取引等費用	11,845	12,292	(1) 人件費	1,365,541	1,345,461
その他経常費用	161,879	159,859	(2) 業務費	162,633	163,956
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 404)	(△ 9,704)	(3) 諸税負担金	67,417	74,932
信用事業総利益	1,424,020	1,445,538	(4) 施設費	184,638	189,399
(3) 共済事業収益	451,629	459,666	(5) その他事業管理費	6,381	6,075
共済付加収入	433,938	437,930	事業利益	393,219	432,195
共済貸付金利息	90	87	3. 事業外収益	59,289	65,448
その他の収益	17,600	21,648	(1) 受取雑利息	45	30
(4) 共済事業費用	22,993	22,962	(2) 受取出資配当金	22,993	26,262
共済借入金利息	90	87	(3) 賃貸料	26,813	29,011
共済推進費	10,452	10,998	(4) 雑収入	9,436	10,144
その他の費用	12,450	11,875	4. 事業外費用	37,798	58,311
共済事業総利益	428,636	436,704	(1) 支払雑利息	3,449	3,488
(5) 購買事業収益	583,211	465,203	(2) 雑損失	28,029	48,181
購買品供給高	553,691	436,523	(3) 賃貸費用	6,315	6,645
修理サービス料	23,301	23,384	(4) 貸倒引当金繰入	4	—
その他の収益	6,218	5,295	(5) 貸倒引当金戻入益	—	△ 3
(6) 購買事業費用	501,751	394,611	経常利益	414,710	439,333
購買品供給原価	497,594	390,602	5. 特別利益	6,182	204,821
購買品供給費	1,916	2,079	(1) 移転補償金(香椎区画整理)	—	204,191
その他の費用	2,240	1,930	(2) 固定資産処分益	5,808	—
(うち貸倒引当金繰入額)	(63)	(—)	(3) その他の特別利益	373	629
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(△ 44)	6. 特別損失	78,064	188,421
購買事業総利益	81,460	70,591	(1) 固定資産特別勘定繰入(香椎区画整理)	—	157,773
(7) 販売事業収益	45,327	43,574	(2) 固定資産処分損	5,140	30,017
販売品販売高	34,640	31,977	(3) 50周年イベント関係経費	72,368	—
販売手数料	8,819	9,866	(4) その他の特別損失	575	630
その他の収益	1,867	1,730	税引前当期利益	342,827	455,733
(8) 販売事業費用	31,026	28,446	法人税・住民税及び事業税	122,953	141,593
販売品販売原価	28,018	25,477	法人税等調整額	3,947	△11,338
販売費	2,742	2,700	法人税等合計	126,901	130,255
その他の費用	266	268	当期剰余金	215,926	325,478
販売事業総利益	14,301	15,127	当期首繰越剰余金	134,340	124,114
(9) 農業倉庫事業収益	261	347	土地再評価差額金取崩・目的積立金取崩	112,206	—
(10) 農業倉庫事業費用	640	698	当期末処分剰余金	462,473	449,592
農業倉庫事業総利益	△ 379	△ 351			
(11) 加工事業収益	2,904	2,791			
(12) 加工事業費用	2,917	2,788			
加工事業総利益	△ 12	2			

平成25年度注記表

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法（施行規則第126条第1項第1号）

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
その他有価証券 (時価のないもの)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購 買 品	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販 売 品	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
印 紙 ・ 証 紙	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
原 材 料 ・ 仕 掛 品	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法（施行規則第126条第1項第2号）

(1) 有形固定資産

① 建物

a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
…………… 旧定率法

b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
…………… 旧定額法

c) 平成19年4月1日以後に取得したもの
…………… 定額法

② 建物以外

a) 平成19年3月31日までに取得したもの
…………… 旧定率法

b) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得したもの
…………… 定率法(250%定率法)

c) 平成24年4月1日以後に取得したもの
…………… 定率法(200%定率法)

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産…………… 定額法

自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準（施行規則第126条第1項第5号）

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の償却・引当基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権のうち2億円以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。また、2億円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、早期処分を前提とした担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引当てています。

なお、全ての自己査定は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当期に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. リース取引の処理方法（施行規則第126条第1項第7号）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法（施行規則第126条第1項第9号）

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額（施行規則第127条第1項第2号）

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は351,904,174円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額
建 物	202,398,148円
建物附属設備	24,194,703円
構 築 物	20,353,983円
機 械 装 置	43,241,150円
器 具 ・ 備 品	2,574,737円
土 地	59,141,453円
合 計	351,904,174円

2. リース契約により使用する重要な固定資産（施行規則第127条第1項第4号）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産（平成20年3月31日以前契約締結のもの）として以下のものがあります。

① リースで使用している資産

種 類	台 数
車 両 運 搬 具	2台

② リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額

種 類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	1,638,190円	1,522,882円	115,308円
合 計	1,638,190円	1,522,882円	115,308円

③ 期末における未経過リース料相当額

一年以内	295,200円
一 年 超	0円
計	295,200円

④ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料	486,200円
支払利息相当額	132,505円
減価償却費相当額	214,228円

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっています。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

3. 担保に供されている資産（施行規則第127条第1項第6号）

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

種 類	金 額
預 金	1,500,000,000円

4. 役員に対する金銭債権債務（施行規則第127条第1項第11号・第12号）

種 類	金 額
理事及び監事に対する金銭債権の総額	3,457,244,570円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	—

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳（施行規則第127条第3項第1号イ）

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は858,716,473円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	残 高
破 綻 先 債 権	0円
延 滞 債 権	792,853,428円
3カ月以上延滞債権	10,739,898円
貸出条件緩和債権	55,123,147円
合 計	858,716,473円

注1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲

げるもの及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。

注3. 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 事業用土地の再評価（施行規則第127条第3項第1号口）

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

再評価の方法	固定資産税評価額に 基づく再評価
再評価の年月日	平成11年3月31日
再評価を行った事業用土地の今期決算 における時価の合計額が当該事業用土 地の再評価後の帳簿価額との合計額を 下回る金額	1,435,172,958円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 棚卸資産に係る収益性の低下による簿価切下げ額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、△3,490円の購買品評価損が含まれています。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項（施行規則第128条の2第1項第1号）

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、

貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産査定基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品は全てトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.21%上昇したものと想定した場合には、経済価値が267,212,931円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える

影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項（施行規則第128条の2第1項第2号）

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（外部出資）については、次表に含めていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	63,892,047,824	63,854,770,737	△37,277,087
貸出金	85,184,442,305	—	—
貸倒引当金	△552,241,945	—	—
貸倒引当金 控除後	84,632,200,360	88,098,473,587	3,466,273,227
資産計	148,524,248,184	151,953,244,324	3,428,996,140
貯金	138,004,287,867	138,017,692,058	13,404,191
負債計	138,004,287,867	138,017,692,058	13,404,191

注1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額
外部出資	1,604,851,100

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	63,892,047,824	—	—	—	—	—
貸出金	5,495,039,564	4,237,771,046	4,467,623,892	4,541,997,530	3,891,112,832	61,941,154,594
合計	69,387,087,388	4,237,771,046	4,467,623,892	4,541,997,530	3,891,112,832	61,941,154,594

注1. 貸出金のうち、当座貸越306,045,686円については「1年以内」に含めています。

注2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等593,887,367円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	89,538,917,116	21,754,049,696	22,184,990,676	1,993,573,435	2,532,756,944	—
合計	89,538,917,116	21,754,049,696	22,184,990,676	1,993,573,435	2,532,756,944	—

注1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要（施行規則第130条第1項1号）

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（施行規則第130条第1項2号）

期首における退職給付引当金	198,114,654円
退職給付費用	23,870,998円
退職給付の支払額	△34,924,061円
期末における退職給付引当金	187,061,591円

なお、退職給付費用に、特定退職共済制度への拠出金30,984,000円は含まれておりません。

3. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（施行規則第130条第1項4号）

退職給付債務	723,475,209円
特定退職共済制度	△536,413,618円
未積立退職給付債務	187,061,591円
会計基準変更時差異の未処理額	0円
退職給付引当金	187,061,591円

4. 退職給付に関連する損益（施行規則第130条第1項5号）

勤務費用	23,870,998円
会計基準変更時差異の費用処理額	0円
臨時に支払った割増退職金	1,967,295円
退職給付費用	25,838,293円

5. 特例業務負担金の将来見込額（施行規則第130条第2項）

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,704,440円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成26年3月末

現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、228,044,684円となっています。

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳（施行規則第131条第1項第1号）

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(繰延税金資産)	
貸倒引当金超過額	77,296,000円
退職給付引当金超過額	51,629,000円
賞与引当金超過額	44,128,000円
役員退職慰労引当金超過額	25,680,000円
未収貸付金利息不計上額	11,587,000円
法定福利費（賞与分）の未払額	7,340,000円
固定資産減損損失	3,692,000円
その他	8,064,000円
繰延税金資産小計	229,416,000円
評価性引当額	△108,799,000円
繰延税金資産合計（A）	120,617,000円

(繰延税金負債)	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△2,747,000円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△884,000円
繰延税金負債合計（B）	△3,631,000円

繰延税金資産の純額（A）+（B）	116,986,000円
------------------	--------------

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因（施行規則第131条第1項第2号）

法定実効税率（調整）	29.40%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.72%
受取出資配当等永久に益金に算入されない項目	△0.96%
評価性引当金の増減	1.70%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.12%
その他	1.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.02%

3. 繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率の変更（施行規則第131条第1項第3号）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の29.4%から27.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は3,811,199円減少しており、法人税等調整額が3,811,199円増加しております。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項（施行規則第131条の2第1項第1号）

当組合では、福岡市東区に賃貸等施設を所有しております。

また、平成26年3月期における当該賃貸等施設に関する賃貸損益は次のとおりです。

(単位：円)

用 途	収 益	費 用	損 益
賃貸等施設	91,769,703	37,344,347	54,425,356

注1. 賃貸等施設には事業内で計上しているものも含まれます。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項（施行規則第131条の2第1項第2号）

当該賃貸等施設の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：円)

用 途	貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等施設	2,028,610,954	△2,590,727	2,026,020,227	1,478,149,072

注1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2. 当期増減額のうち、増加額は不動産取得（12,032,867円）であり、減少額は減価償却費（14,623,594円）です。

注3. 当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。その他評価の困難な資産に関しては、帳簿価額としています。

平成26年度注記表

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
その他の有価証券 (時価のないもの)	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種 類	評価基準及び評価方法
購 買 品	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販 売 品	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
印 紙 ・ 証 紙	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
原 材 料 ・ 仕 掛 品	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 建物

a) 平成10年3月31日以前に取得したもの
…………… 旧定率法

b) 平成10年4月1日から平成19年3月31
日まで取得したもの
…………… 旧定額法

c) 平成19年4月1日以後に取得したもの
…………… 定額法

② 建物以外

a) 平成19年3月31日までに取得したもの
…………… 旧定率法

b) 平成19年4月1日から平成24年3月31
日まで取得したもの
…………… 定率法(250%定率法)

c) 平成24年4月1日以後に取得したもの
…………… 定率法(200%定率法)

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産…………… 定額法

自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の償却・引当基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権のうち2億円以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。また、2億円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、早期処分を前提とした担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引当てています。

なお、全ての自己査定は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当期に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は351,904,174円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	圧縮記帳累計額
建 物	202,398,148円
建物附属設備	24,194,703円
構 築 物	20,353,983円
機 械 装 置	43,241,150円
器具・備品	2,574,737円
土 地	59,141,453円
合 計	351,904,174円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産（平成20年3月31日以前契約締結のもの）として以下のものがあります。

① リースで使用している資産

種 類	台 数
車 両 運 搬 具	1台

② リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額

種 類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	807,190円	807,190円	0円
合 計	807,190円	807,190円	0円

③ 期末における未経過リース料相当額

一年以内	—
一 年 超	—
計	—

④ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料	295,200円
支払利息相当額	46,387円
減価償却費相当額	115,308円

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっています。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

3. 担保に供されている資産

以下の資産は為替決済等の取引の担保として信連に差し入れております。

種 類	金 額
預 金	1,500,000,000円

4. 役員に対する金銭債権債務

種 類	金 額
理事及び監事に対する金銭債権の総額	4,291,109,546円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	—

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は967,078,184円であり、その内訳は次のとおりです。

種 類	残 高
破 綻 先 債 権	145,783,035円
延 滞 債 権	782,190,710円
3カ月以上延滞債権	0円
貸出条件緩和債権	39,104,439円
合 計	967,078,184円

注1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。

注3. 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く。）をいう。

注4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

6. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

再評価の方法	固定資産税評価額に 基づく再評価
再評価の年月日	平成11年3月31日
再評価を行った事業用土地の今期決算 における時価の合計額が当該事業用土 地の再評価後の帳簿価額との合計額を 下回る金額	1,425,229,492円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 棚卸資産に係る収益性の低下による簿価切下げ額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、1,497円の購買品評価損が含まれています。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先

のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品は全てトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.21%上昇したものと想定した場合には、経済価値が174,810,128円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検

討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（外部出資）については、次表に含めず(3)に含めています。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	74,006,302,327	73,976,262,215	△30,040,112
貸出金	86,258,921,708	—	—
貸倒引当金	△542,537,473	—	—
貸倒引当金 控除後	85,716,384,235	88,991,687,482	3,275,303,247
資産計	159,722,686,562	162,967,949,697	3,245,263,135
貯金	149,171,542,288	149,247,858,542	76,316,254
負債計	149,171,542,288	149,247,858,542	76,316,254

注1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額

から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	1,644,131,100

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	74,005,271,024	—	—	—	—	—
貸出金	5,775,696,800	4,380,886,083	4,761,513,676	4,094,375,942	3,966,976,313	62,807,443,720
合計	79,780,967,824	4,380,886,083	4,761,513,676	4,094,375,942	3,966,976,313	62,807,443,720

注1. 貸出金のうち、当座貸越298,515,036円については「1年以内」に含めています。

注2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等456,600,270円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	93,938,066,384	21,437,182,625	30,085,576,434	2,362,165,101	1,348,551,744	—
合計	93,938,066,384	21,437,182,625	30,085,576,434	2,362,165,101	1,348,551,744	—

注1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	187,061,591円
退職給付費用	16,803,773円
退職給付の支払額	△1,312,233円
期末における退職給付引当金	202,553,131円

なお、退職給付費用に、特定退職共済制度への拠出金33,666,000円は含まれておりません。

3. 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	770,451,699円
特定退職共済制度	△567,898,568円
未積立退職給付債務	202,553,131円
会計基準変更時差異の未処理額	0円
退職給付引当金	202,553,131円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	16,803,773円
会計基準変更時差異の費用処理額	0円
臨時に支払った割増退職金	0円
退職給付費用	16,803,773円

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,814,153円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成27年3月末現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、216,360,943円となっています。

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(繰延税金資産)	
貸倒引当金超過額	73,857,211円
退職給付引当金超過額	56,107,217円
賞与引当金超過額	42,083,761円
役員退職慰労引当金超過額	30,406,346円
未収貸付金利息不計上額	11,434,457円
法定福利費（賞与分）の未払額	7,149,575円
固定資産減損損失	3,440,688円
その他	9,870,612円
繰延税金資産小計	234,349,867円
評価性引当額	△102,412,104円
繰延税金資産合計（A）	131,937,763円

(繰延税金負債)	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△2,757,258円
資産除去債務に対応する有形固定資産	△856,421円
繰延税金負債合計（B）	△3,613,679円

繰延税金資産の純額（A）+（B）	128,324,084円
------------------	--------------

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.79%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.77%
評価性引当金の増減	△1.49%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.11%
その他	0.56%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.58%

3. 繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率の変更

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第4号）及び「地方税法」（平成26年法律第11号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、翌事業年度以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.6%が27.7%に変更されます。この変更を勘案して、当事業年度における一時差異等を基礎として再計算した場合、当事業年度末における繰延税金資産は473,218円増加し、法人税等調整額は473,218円増加することになります。なお、翌事業年度における実際の影響額は、翌事業年度末における一時差異を基礎として計算されるため、上記の金額と異なることになります。

VII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、福岡市東区に賃貸等施設を所有しております。

また、平成27年3月期における当該賃貸等施設に関する賃貸損益は次のとおりです。

(単位：円)			
用 途	収 益	費 用	損 益
賃貸等施設	98,452,685	34,753,118	63,699,567

注1. 賃貸等施設には事業内で計上しているものも含まれます。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等施設の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：円)

用 途	貸借対照表計上額			当期末の時価
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等施設	2,026,020,227	151,604,356	2,177,624,583	1,594,505,698

注1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2. 当期増減額のうち、増加額は不動産取得（166,426,849円）であり、減少額は減価償却費（14,822,493円）です。

注3. 当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。その他評価の困難な資産に関しては、帳簿価額としています。

③ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
1. 当期末処分剰余金	462,473	449,592
2. 剰余金処分類	338,358	328,325
(1) 利益準備金への繰入	160,000	150,000
(2) 任意積立金の積立	110,000	110,000
信用事業基盤強化積立金	30,000	30,000
営農指導事業強化積立金	20,000	10,000
教育積立金	10,000	10,000
60周年記念行事積立金	10,000	10,000
特例業務負担金対策積立金	—	20,000
特別積立金	40,000	30,000
(3) 出資に対する配当金	68,358	68,325
3. 次期繰越剰余金	124,114	121,266

2 財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

私は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成27年7月1日

福岡市東部農業協同組合

代表理事組合長

石川 直茂 

3 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人)

項 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経営収益（事業収益）	3,178	3,247	3,370	3,437	3,399
信用事業収益	1,746	1,838	1,871	1,852	1,902
共済事業収益	418	436	445	451	459
購買事業収益	—	—	—	—	—
販売事業収益	—	—	—	—	—
その他の収益	—	—	—	—	—
農業関連事業収益	576	542	605	624	543
その他事業収益	436	431	448	509	493
経常利益	211	482	476	414	439
当期剰余金	256	334	317	215	325
出資金	2,888	3,210	3,429	3,542	3,493
（出資口数）	(2,888)	(3,210)	(3,429)	(3,542)	(3,493)
純資産額	10,393	11,055	11,548	11,763	11,982
総資産額	124,501	133,996	145,033	155,366	166,725
貯金等残高	110,353	118,057	128,622	138,004	149,171
貸出金残高	76,717	78,908	82,146	85,184	86,258
有価証券残高	3	—	—	—	—
剰余金配当金額	53	60	65	68	68
出資配当額	53	60	65	68	68
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	191	195	196	204	189
単体自己資本比率	15.07%	14.70%	14.24%	13.86%	13.40%

注1．当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

注2．自己資本比率については、平成18年度末より新たな基準に基づき算出しています。

注3．職員数は、派遣を含んでいます。

4 利益総括表

(単位：百万円)

項 目	平成25年度	平成26年度
資金運用収支	1,563	1,572
役務取引等収支	14	16
その他信用事業収支	△ 154	△ 142
信用事業粗利益	1,424	1,445
信用事業粗利益率	0.97%	0.92%
事業粗利益	2,179	2,212
事業粗利益率	1.42%	1.35%

注1．信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

5 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度			平成26年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	146,209	1,760	1.203	156,780	1,792	1.143
うち預金	62,812	317	0.504	71,129	361	0.507
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	83,397	1,443	1.730	85,651	1,431	1.670
資金調達勘定	136,347	226	0.166	145,473	244	0.168
うち貯金・定期積金	136,347	226	0.166	145,473	244	0.168
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.600	—	—	0.576

注1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

注2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

6 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成25年度増減額	平成26年度増減額
受取利息	△ 2	32
うち貸出金	△ 43	△12
うち有価証券	—	—
うち預金	41	44
支払利息	12	20
うち貯金・定期積金	12	20
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差 引	△14	12

注1. 増減額は前年度対比です。

注2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、特別配当金が含まれています。

7 自己資本の充実の状況

① 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成25年度		平成26年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,920		10,142	
うち、出資金及び資本準備金の額	3,542		3,493	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	6,524		6,781	
うち、外部流出予定額 (△)	68		68	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 78		△ 64	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	272		276	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	272		276	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,112		1,001	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,305		11,419	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	4	0	1
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	—	4	0	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		0	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	11,305		11,419	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	77,296		80,888	
資産(オン・バランス項目)	77,296		80,888	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,469		△ 279	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	4		1	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	2,465		△ 281	
オフ・バランス項目	—		—	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,259		4,322	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	81,556		85,211	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	13.86%		13.40%	

② 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	平成25年度			平成26年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	789	157	6	514	102	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	63,903	12,780	511	74,018	14,803	592
法人等向け	5,475	5,218	208	7,227	7,035	281
中小企業等及び個人向け	3,434	2,079	83	3,493	2,138	85
抵当権付住宅ローン	31,886	10,943	437	32,466	11,120	444
不動産取得等事業向け	14,747	14,440	577	13,517	13,199	527
3月以上延滞等	597	429	17	727	414	16
信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構による保証付	2,655	259	10	2,847	279	11
共済約款貸付	4	—	—	4	—	—
出資等	60	60	2	103	103	4
他の金融機関等の対象資本調達手段	2,465	2,465	98	2,504	6,261	250
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの	—	2,476	99	—	△ 279	△ 11
上記以外	27,308	25,985	1,039	2,738	25,709	1,028
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	153,326	77,296	3,091	164,665	80,888	3,235
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの合計額	153,326	77,296	3,091	164,665	80,888	3,235

注1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2. 「3月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。

注5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額 (単位：百万円)

平成25年度		平成26年度	
オペレーショナル・リスク相当額を8％で除した額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8％で除した額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
4,259	170	4,322	172

注1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当J Aでは基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

所要自己資本額 (単位：百万円)

平成25年度		平成26年度	
リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
81,556	3,262	85,211	3,408

③ 信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

(適格格付機関)

株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別内訳 (単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
信用リスク期末残高	153,326	85,275	—	164,665	86,357	—
信用リスク平均残高	146,216	83,404	—	156,780	85,651	—

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
国 内	153,326	85,275	—	164,665	86,357	—
国 外	—	—	—	—	—	—
合 計	153,326	85,275	—	164,665	86,357	—

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
農 業	3	—	—	46	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—
水 産 業	—	—	—	—	—	—
製 造 業	0	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	6,237	6,237	—	7,078	7,078	—
電気・ガス・熱供給・水道業	157	157	—	147	147	—
運輸・通信業	—	—	—	0	—	—
金融・保険業	66,442	964	—	76,597	964	—
卸売・小売・飲食・サービス業	1,826	1,820	—	1,724	1,719	—
日本国政府・地方公共団体	2	2	—	—	—	—
そ の 他	1,318	1,318	—	1,996	1,996	—
個 人	74,780	74,773	—	74,460	74,452	—
そ の 他	2,556	—	—	2,614	—	—
合 計	153,326	85,275	—	164,665	86,357	—

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

注2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳 (単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1 年 以 下	65,014	1,111	—	74,699	1,280	—
1 年 超 3 年 以 下	949	949	—	2,005	1,405	—
3 年 超 5 年 以 下	2,120	2,120	—	1,478	1,478	—
5 年 超 7 年 以 下	1,610	1,610	—	1,765	1,765	—
7 年 超 10 年 以 下	5,353	5,353	—	5,222	5,222	—
10 年 超	72,682	72,682	—	73,916	73,916	—
期間の定めのないもの	5,595	1,447	—	5,577	1,288	—
合 計	153,326	85,275	—	164,665	86,357	—

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

3月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
国 内	597	727
国 外	—	—
合 計	597	727

注1.「3月以上延滞エクスポージャー」には、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

3月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
農 業	—	—
林 業	—	—
水 産 業	—	—
製 造 業	—	—
鉱 業	—	—
建設・不動産業	—	69
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—
そ の 他	—	—
個 人	597	657
合 計	597	727

注1.「3月以上延滞エクスポージャー」には、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウェイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成25年度					平成26年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	265	272		265	272	272	276		272	276
個別貸倒引当金	291	280	4	287	280	280	266	—	280	266
国 内	291	280	4	287	280	280	266	—	280	266
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	—	38	—	—	38	38	23	—	38	23
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	291	241	4	287	241	241	243	—	241	243

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
法 人	—	—
個 人	4	—
合 計	4	—

信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

			平成25年度			平成26年度		
			格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト	0%	—	3,069	3,069	—	3,353	3,353
	リスク・ウェイト	2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト	4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト	10%	—	2,593	2,593	—	2,790	2,790
	リスク・ウェイト	20%	—	64,797	64,797	—	74,645	74,645
	リスク・ウェイト	35%	—	31,266	31,266	—	31,772	31,772
	リスク・ウェイト	50%	—	45	45	—	344	344
	リスク・ウェイト	75%	—	2,751	2,751	—	2,827	2,827
	リスク・ウェイト	100%	—	51,195	51,195	—	49,789	49,789
	リスク・ウェイト	150%	—	83	83	—	1,382	1,382
	リスク・ウェイト	200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト	250%	—	—	—	—	233	233
	その他		—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計			—	155,802	155,802	—	167,138	167,138

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

注2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減方法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

④ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA- またはA3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第1種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	84	—	91	—
中小企業等向け及び個人向け	200	82	168	90
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
3月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	195	0	465	0
合 計	481	82	725	90

注1. 「3月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません

⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

⑦ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表上額	時価評価額	貸借対照表上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	1,561	1,561	1,644	1,644
合 計	1,561	1,561	1,644	1,644

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
該当する取引はありません

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）
該当する取引はありません

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）
該当する取引はありません

⑧ 金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当ＪＡでは、市場金利が上下に２％変動した時に受ける金利リスク量を算出することとしています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当ＪＡでは、普通貯金等の額の５０％相当額を０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存２.５年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク ＝ 運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量(△)

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 2,323	△ 1,500

VIII 直近の2事業年度における事業の実績

1 信用事業

貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
流動性貯金	32,568 (23.6%)	35,233 (24.2%)	2,665
定期性貯金	103,360 (75.9%)	109,846 (75.5%)	6,486
その他の貯金	418 (0.3%)	394 (0.2%)	△ 24
小 計	136,347 (100.0%)	145,473 (100.0%)	9,126
譲渡性貯金	— (—%)	— (—%)	—
合 計	136,347 (100.0%)	145,473 (100.0%)	9,126

注1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
定期貯金	98,865 (100.0%)	107,494 (100.0%)	8,629
うち固定自由金利定期	98,865 (100.0%)	107,494 (100.0%)	8,629
うち変動自由金利定期	— (—%)	— (—%)	—
定期積金	5,734	5,600	△ 134

注1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3. () 内は構成比です。

貸出金に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
手形貸付	923 (1.1%)	889 (1.0%)	△ 34
証書貸付	81,212 (97.3%)	83,490 (97.4%)	2,278
当座貸越	295 (0.3%)	307 (0.3%)	12
割引手形	— (—%)	— (—%)	—
金融機関貸付	966 (1.1%)	964 (1.1%)	△ 2
合 計	83,397 (100.0%)	85,651 (100.0%)	2,254

注1. () 内は構成比です。

② 貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
固定金利貸出	74,305 (87.2%)	75,226 (87.2%)	921
変動金利貸出	10,557 (12.3%)	10,718 (12.4%)	161
そ の 他	321 (0.3%)	314 (0.3%)	△ 7
合 計	85,184 (100.0%)	86,258 (100.0%)	1,074

注1. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
貯金・定期積金等	1,019	1,202	183
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	26	26
そ の 他 担 保 物	25,063	24,425	△ 638
小 計	26,083	25,654	△ 429
農業信用基金協会	2,636	2,829	193
そ の 他 保 証	19,778	19,262	△ 516
小 計	22,414	22,091	△ 323
信 用	36,685	38,513	1,828
合 計	85,184	86,258	1,074

④ 債務保証の担保別内訳

該当する取引はありません

⑤ 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
設 備 資 金	69,022 (81.0%)	68,314 (79.2%)	△ 708
運 転 資 金	16,162 (19.0%)	17,944 (20.8%)	1,782
合 計	85,184 (100.0%)	86,258 (100.0%)	1,074

注1. () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
農 業	3,316 (3.9%)	2,953 (3.4%)	△ 363
林 業	— (—%)	— (—%)	—
水 産 業	55 (0.1%)	52 (0.1%)	△ 3
製 造 業	2,160 (2.5%)	2,041 (2.4%)	△ 119
鉱 業	— (—%)	— (—%)	—
建 設 業	1,692 (2.0%)	2,024 (2.3%)	332
不 動 産 業	31,222 (36.7%)	29,499 (34.2%)	△ 1,723
電気・ガス・熱供給・水道業	553 (0.6%)	493 (0.6%)	△ 60
運輸・通信業	1,934 (2.3%)	1,862 (2.2%)	△ 72
卸売・小売・飲食業	3,148 (3.7%)	3,424 (4.0%)	276
サービス業	6,974 (8.2%)	6,370 (7.4%)	△ 604
金融・保険業	690 (0.8%)	1,651 (1.9%)	961
地方公共団体	— (—%)	— (—%)	—
そ の 他	33,436 (39.3%)	35,884 (41.6%)	2,448
合 計	85,184 (100.0%)	86,258 (100.0%)	1,074

注1. () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

【ア】 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
農 業	256	226	△ 30
穀 作	11	10	△ 1
野菜・園芸	75	66	△ 9
果樹・樹園農業	1	0	△ 1
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・鶏卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
その他農業	168	149	△ 19
農業関連団体等	—	—	—
合 計	256	226	△ 30

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

注3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）の子会社等が含まれています。

【イ】 資金種類別

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
プロパー資金	251	224	△ 27
近代化資金	—	—	—
その他制度資金等	4	2	△ 2
合 計	256	226	△ 30

注1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。

注3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
合 計	—	—	—

注1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	—	145	145
延 滞 債 権 額	792	782	△ 10
3カ月以上延滞債権	10	—	△ 10
貸出条件緩和債権	55	39	△ 16
合 計	858	967	109

注1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

注2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

注3. 3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

注4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権額	保 全 額			
	担 保	保 証	引 当	合 計
破綻更正債権及びこれらに準ずる債権	315	145	232	694
危 険 債 権	69	133	33	236
要 管 理 債 権	18	20	0	39
小 計	404	299	267	970
正 常 債 権	85,391			
合 計	86,361			

注1. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当ＪＡは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破綻更正債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本及び利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3カ月以上延滞貸出債権及び条件緩和債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成25年度					平成26年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	265	272		265	272	272	276		272	276
個別貸倒引当金	291	280	4	287	280	280	266	—	280	266
合 計	556	552	4	552	552	552	543	—	552	543

⑫ 貸出金償却の額

該当する取引はありません

為 替

① 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		平成25年度		平成26年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	24	109	24	117
	金額	23,494	41,566	22,881	43,295
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	6	1	9	17
雑 為 替	件数	—	—	—	—
	金額	59	37	35	59
合 計	件数	24	110	24	117
	金額	23,560	41,605	22,926	43,372

有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません

③ 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません

有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

該当する取引はありません

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません

③ デリバティブ取引等(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません

2 共済事業

① 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		平成25年度		平成26年度	
		新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
生命総合共済	終身共済	4,971	52,513	4,037	53,260
	定期生命共済	5	78	40	116
	養老生命共済	1,379	19,969	888	18,315
	こども共済	263	4,377	342	4,471
	医療共済	94	3,787	75	2,946
	がん共済	—	539	—	511
	定期医療共済	—	150	—	120
	介護共済	10	10	2	12
	年金共済	—	5	—	5
	建物更生共済	16,469	200,387	16,770	202,879
合 計		22,929	277,440	21,812	278,166

注1. 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

② 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類		平成25年度		平成26年度	
		新契約額		新契約額	
		金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済		17,104	12	18,764	14
自 動 車 共 済			249		252
傷 害 共 済		9,718	0	8,573	0
団体定期生命共済		—	—	—	—
農機具損害共済		—	—	—	—
定額定期生命共済		2	0	2	0
賠償責任共済			0		0
自 賠 責 共 済			34		35
合 計			298		304

注1. 金額は、保障金額を表示しています。

3 農業関連事業

① 買取購買品（生産資材）取扱高

（単位：百万円）

種 類	平成25年度	平成26年度
農業機械	93	61
自 動 車	118	89
施 設	30	6
肥 料	32	28
飼 料	0	0
農 薬	19	19
そ の 他	43	33
油 類	19	16
合 計	357	256

② 受託販売品取扱実績

（単位：百万円）

種 類	平成25年度	平成26年度
米	20	32
野 菜	103	101
果 実	10	10
庭先野菜	23	0
直 売 所	46	64
合 計	204	209

4 生活その他事業

① 買取購買品（生活物資）取扱高

（単位：百万円）

種 類	平成25年度	平成26年度
食 品	37	40
耐久資材	96	80
日 用 品	48	45
煙 草	6	6
そ の 他	7	7
合 計	196	180

注1．耐久資材とは太陽光発電システムや、家電製品等です。

② 宅地等供給事業

（単位：百万円）

種 類	平成25年度	平成26年度
賃 貸 料	63	64
斡旋手数料	83	83
管理手数料	112	121
そ の 他	21	17
合 計	280	286

IX 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

1 利益率

(単位：％)

項 目	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	0.271	0.269
資本経常利益率	3.565	3.746
総資産当期純利益率	0.141	0.199
資本当期純利益率	1.856	2.775

注1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

注2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

注3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

注4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		平成25年度	平成26年度
貯 貸 率	期 末	63.87	57.83
	期中平均	63.52	58.87
貯 証 率	期 末	—	—
	期中平均	—	—

注1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100

注2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

注3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100

注4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3 職員一人あたりの取扱高

(単位：百万円)

項 目		平成25年度	平成26年度
信用事業	貯 金 残 高	726	882
	貸 出 金 残 高	464	510
共済事業	長期共済保有高	1,567	1,645
経済事業	購買品取扱高	3	2

4 一店舗あたりの取扱高

(単位：百万円)

項 目	平成25年度	平成26年度
貯 金 残 高	12,862	14,917
貸 出 金 残 高	8,214	8,625
長期共済保有高	27,744	27,816

X 役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬額	66	0

注1. 対象役員は、理事15名、監事5名です。（期中に退任した者を含む。）

注2. 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業務連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員6人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金は、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金総額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の退職慰労金については理事会において決定し、監事各人別の退職慰労金については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の退職慰労金については、役員退職慰労金支給算定基準及び役員退職慰労引当規程に基づき、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定した金額を勘案して決定しています。役員退職慰労金支給算定基準については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員6人で構成）に諮問し、その答申を踏まえて決定しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

事業所のご案内



● 店舗外ATM

本店

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16(2F)
代表 ☎621-4662 FAX621-5535

総務部

総務課 ☎621-4662
コンプライアンス課 ☎621-4689

総合企画室 ☎621-4663

監査室 (3F)

☎621-4692 FAX621-4695

金融部

金融課 ☎621-4664
融資課 ☎621-4656
推進課 ☎621-4665
共済課 ☎621-4666

営農経済部

営農生活課 ☎621-4696
経済課 ☎621-4668

開発部 (3F)

開発課
税務相談課
☎621-4699 FAX621-4700

和白支店 (ATM)

〒811-0202 福岡市東区和白3丁目27-39
☎606-2865 FAX606-2856

三苫支店 (ATM)

〒811-0201 福岡市東区三苫6丁目1-36
☎606-2406 FAX607-5894

香椎支店 (ATM)

〒813-0013 福岡市東区香椎駅前1丁目21-3
☎681-3165 FAX681-3164

多々良支店 (ATM)

〒813-0031 福岡市東区八田1丁目5-18
☎691-0537 FAX691-0539

松崎支店 (ATM)

〒813-0035 福岡市東区松崎2丁目17-3
☎661-1825 FAX662-3062

箱崎支店 (ATM)

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16(1F)
☎611-5848 FAX611-5834

席田支店 (ATM)

〒812-0851 福岡市博多区青木1丁目15-25
☎611-4534 FAX611-4536

月隈支店 (ATM)

〒812-0858 福岡市博多区月隈3丁目1-19
☎503-5878 FAX503-8406

空港前支店

〒812-0002 福岡市博多区空港前3丁目5-35
☎622-6361 FAX623-5904

志賀支店

〒811-0323 福岡市東区大字志賀島493番地
☎603-6431 FAX603-6432

J Aハウジング・センター

〒812-0061 福岡市東区筥松2丁目19-16(1F)
☎612-7339 FAX612-6940

自動車・農機サービスセンター

〒812-0063 福岡市東区原田4丁目29-18
☎611-3727 FAX611-6841

農産加工センター「ふれあい夢工房」

〒812-0063 福岡市東区原田4丁目29-18
☎621-5677

愛菜市場

〒811-0202 福岡市東区和白3丁目27-39
☎606-2082 FAX606-9277

育苗センター

〒813-0023 福岡市東区蒲田3丁目8-53
☎691-8180 FAX691-8180

多々良農業倉庫

〒813-0032 福岡市東区土井3丁目18-17
☎691-3007



JA福岡市東部シンボルマーク
新緑のしずく…協調性・若々しさ・潤い



JA福岡市東部

<http://www.ja-fukutou.or.jp/>



PRINTED WITH
SOYINK

この印刷物は環境にやさしい
大豆油インキを使用しています